

## 令和4年度 福井地方労働審議会労働災害審議部会

- 1 日 時：令和5年2月27日（月） 15時00分～16時30分
- 2 場 所：福井県国際交流会館 第1会議室
- 3 出席状況：公益代表委員 定数2人 出席2人  
労働者代表委員 定数2人 出席2人  
使用者代表委員 定数2人 出席1人
- 4 議 事：（1）第13次労働災害防止計画の取りまとめについて。  
（2）第14次労働災害防止計画の策定について。
- 5 議事録

### ○事務局

ただ今より、令和4年度福井地方労働審議会労働災害防止部会を開催させていただきます。

本日はお忙しい中、御出席いただきまして誠にありがとうございます。私は当部会の事務局を担当させていただいております労働基準部健康安全課の宇都宮と申します。よろしくお願いたします。

本日の部会につきましては、昨年11月21日に開催されました福井地方労働審議会におきまして、審議会会長により部会委員に指名されました委員による最初の部会でございます。部会長を御選出いただきますまで、事務局にて進行させていただきますので、よろしくお願いたします。

それでは、本日の部会ですが、使用者代表の操上委員から欠席の連絡をいただいておりますが、資料ナンバー2の地方労働審議会令第8条による定数を満たしておりますので、本部会は有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、委員の皆様の御紹介ですが、名簿を配付させていただいておりますので、そちらをもって紹介に代えさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

ここで、お配りしております資料の確認をさせていただきます。資料の最初に、資料目次を御付けしておりますので、御確認ください。漏れているものはないでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、お手元の議事次第に従いまして進めさせていただきたいと思っております。

まずは、労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

### ○藤原労働基準部長

労働基準部長の藤原でございます。

委員の皆様方におかれましては、日頃、業務で御忙しい中、福井地方労働審議会労働災害防止部会に御出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃から労働行政、とりわけ労働基準行政に御理解、御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、御存じのとおり、福井労働局では、平成30年度から本年度末までの5カ年計画で、第13次労働災害防止計画を策定し、現在、取り組みを進めているところでございます。このような中、県内の労働災害は長期的には減少傾向となっておりますが、残念ながら近年は増加傾向に転じているというところでございます。また、死亡災害につきましても、直近では2年連続増加となっております、大変厳しい情勢となっております。後ほど担当より、13次防の結果につきまして、詳しく説明させていただきます。そして、今後5年間の14次防の策定につきましては、こちら後ほど、担当の者から説明をさせていただきますが、安全衛生の取組が遅れ気味の中小企業の皆様に取り組んでいただくことが重要であることから、重点事項の最初に掲げさせていただいているところでございます。

私どもとしましては、これまで行政指導という手法や、安全衛生の必要性に関する通知を行うなどによって、事業者にアプローチをしてきたところでございますが、これだけではなかなか成果が出てこないことを痛感しているというところでございます。

今後は、安全衛生対策の必要性だけではなく、労働者の安全衛生確保以外にも効果があるといったようなことを説明することが重要であると考えており、例えば、福井は、有効求人倍率が全国で一番高いというような状況にあり、待遇面だけではなく、労働者を大切にす企業であるということ、求職者にアピールすることで、採用における有効性もあると考えており、人材確保にもつながり、経営面にもプラスになるといったようなことも説明していくことが重要であると考えているところでございます。

その上で、これまで取り組んできた重点対策を引き続きやっというところ、14次防は、大きくは、そういった考え方で作っております。

本日、委員の皆様より、福井県内の実情に即した災害防止、健康管理への取組などについて、御意見を伺いまして、この福井県を、死亡、重篤な後遺症を残す災害や過労死の無い安全で健康に安心して働くことのできる地域にしたいと考えております。

皆様方からの忌憚のない御意見を御願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

## ○事務局

続きまして、部会長の選出に入らせていただきます。

資料ナンバー2の地方労働審議会令第6条第5項に、「部会に部会長を置き、当該部会に属する公益を代表する委員のうちから、当該部会に属する委

員が選挙する」と規定されているところがございますが、具体的な選挙方法については定めがございません。

つきましては、部会長の選出に当たりまして、公益委員の先生方で御協議いただきまして、その結果をもちまして御了承いただくということで部会長の選出をさせていただきたいと考えておりますが、それで良いでしょうか。

それでは、恐れ入りますが、公益の先生方で御協議をいただきますよう御願いたします。

それでは、ただいま御協議いただきました結果を御報告申し上げます。

部会長に三田委員ということでございますので、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○事務局

ありがとうございます。それでは、全会一致で選出させていただいたものとさせていただきます。

続きまして、部会長代理の指名に入らせていただきます。部会長代理につきましては、同じく資料ナンバー2の審議会令第6条第7項におきまして、「公益を代表する委員のうちから部会長が指名する」となっております。公益委員につきましては、三田部会長の外には、橋本委員御一人でございますので、部会長代理は橋本委員に御願するというところで、三田部会長よろしいでしょうか。

○三田部会長

よろしく御願いたします。

○事務局

それでは、部会長代理に橋本委員を御指名いただいたということにさせていただきます。

それでは、三田部会長から御挨拶をお願いいたします。

○三田部会長

本日は、お忙しい中、御集まりくださりましてありがとうございます。

本日は、令和5年度から5年間の労働災害防止計画について本部会で協議し、その結果を3月10日に予定されております福井地方労働審議会に報告することになっております。限られた時間ではありますが、委員の皆様におかれましては、それぞれの事項について、率直かつ忌憚のない御意見をいただきまして、本部会を進めていきたいと思っております。どうぞよろしく御願いたします。

それでは、御手元の議事次第に従いまして、議事を進行させていただきます。

1の議事の(1)第13次労働災害防止計画の取りまとめについて。並びに

(2) 第14次労働災害防止計画の策定については関連しておりますので、一括して事務局より説明していただきまして、その後、委員の皆様より御意見、御質問をいただきたいと存じます。

では、事務局より説明をお願いいたします。

#### ○事務局

労働局の井関でございます。どうぞよろしくお願いいたします。では、座って説明をさせていただきたいと思っております。

最初に、資料ナンバー5番、こちらになります。第13次労働災害防止計画の結果という表題をつけさせていただいております。こちらにつきまして、順次、説明をさせていただきたいと思っております。

表紙をおめくりいただきまして、2ページ、少し小さいですが、スライド2枚を1ページに入れさせていただきまして、スライドの右下に小さく数字を入れさせていただいておりますので、それらの数字をページで呼ばせていただきます。

2ページのところに、福井労働局の第13次労働災害防止計画ということで、略して13次防というふうに呼んでおりますけれども、この13次防の全体像につきまして記載をさせていただいておりますところでございます。この福井県の13次防の数値目標につきましては、ここに記載をしたとおりでございますけれども、この二つの大きな目標の実現に向けまして、その下でございます重点施策といたしまして、(1)から(6)に記載をいたしました重点施策を掲げさせていただきまして取り組みを進めていくと、そういった内容になっておるところでございます。

その下の3ページを御覧いただきたいと思っておりますが、只今申し上げました6つの重点施策というのを基に、さらに取り組むべき対策を整理させていただいたものとなっております。

まずは、災害多発業種対策を掲げさせていただきまして、その後に、転倒災害、腰痛、熱中症等々といったように、多発の傾向にあります災害の型に着目をいたしました対策を、そして、その後に、高年齢労働者対策等々といったように、今度は労働者の区分に着目をいたしました対策といった順で対策を掲げさせていただいておりますものとなっております。さらにその後に、健康確保対策、化学物質対策、原発対策、そして企業単位での取組といったような流れで対策を整理しているものとなっております。

赤字で数値目標というふうに記載してある箇所がございますけれども、これがかかれております対策につきましては、それぞれ、数値目標が設定をされているということを表したものでございます。

4ページ以降で、13次防期間中の災害発生の状況などの結果を記載をさせていただきます。

5ページを御覧いただきたいと思っております。こちらは、県内の死亡者数、死傷者数の推移をグラフにしたものでございます。ピンクが死傷者数の推移で

ございます。県内におきましては、平成21年に735人ということで、過去最少の数字となりまして、それ以降は、増減を繰り返しながらでございますけれども、おおむね増加の傾向で推移をしているというところでございます。令和2年以降の数字でございますけれども、こちらには、御承知のとおり、職場でのコロナ感染に伴う休業4日以上の災害の件数を含んでおりますので、その関係で、特に令和4年につきましては、オミクロン株の流行もございましたので、急激な増加というふうになっておるところでございます。ここに記載をしておりますけれども、コロナ感染に関するものを除きますと、令和3年は866人、令和4年は、これは直近の速報値の段階ではございますけれども、既に903人ということでございますので、昨年、令和4年の死傷者数につきましては、コロナの関係を除いたとしても、前年に比べて増加をしているという状況になっておるものでございます。

その下の青色の死亡者数の推移でございます。こちらも、増減を繰り返しながら、長期的にはおおむね減少の傾向で推移をしておりますが、13次防期間中におきましては、令和2年以降、2年連続で増加という状況になってございまして、一概に減少傾向とは言えない状況となっているところでございます。

続きまして6ページのところを御覧いただきたいと思っております。主要業種別の死傷者数の推移でございます。一番上の紫色の線でございますが、こちらは商業、医療機関であったり、介護施設といったいわゆる第三次産業の推移を表したものでございます。御覧のとおり、平成15年頃からは、第三次産業が、製造業を上回りまして、一番多い業種となっております。そして、その後も年々増加の傾向を維持しているという状況がお分かりいただけるかなと思っております。令和4年には、先ほども申し上げましたように、急激に増加をいたしまして、1,293件というふうになっておりますが、医療機関や介護施設が含まれております関係で、コロナ感染による件数が急増した影響によるものでございます。

ここには数字を記載してございませんけれども、コロナ感染に関するものを除きますと、令和3年は395人、令和4年は、これも速報段階でございますが、411人ということでございます。昨年、令和4年の死傷者数につきましては、こちらコロナの感染関係を除きまして、その前の年に比べて増加をしているというところでございます。次に死傷災害の多い青色の線、製造業につきましては、どちらかというところ横ばいのような状況で、特に近年では、十分な減少が見られていないという状況かなと感じているところでございます。また、赤色の建設業につきましては、長期的にはやはり減少傾向かなというところではございますけれども、平成28年に104人ということで、過去最少を記録して以降は、多少の増減はもちろんでございますけれども、おおむね増加の傾向で推移をしております。

ここでは、死傷災害全体における業種別の構成比までは記載はしてございませんけれども、昨年、令和4年の死傷者数全体の件数からコロナを除いた数字

につきまして、業種別の構成比を見てみますと、第三次産業は全体の45.5%と、全産業の半分近くを、この第三次産業が占めているという状況でございます。また、三次産業の占める割合が非常に目立ってきている状況でございます。

その下の7ページのところでございますけれども、13次防の目標のうち、死亡災害にかかります数値目標の達成状況についてでございます。12次防の5年間の死亡者数の合計が52人でございます。これに対しまして、目標としては50%以上を減少させるということで、13次防期間中の死亡者数の合計を26人以下にするという目標でございます。結果としましては、45人ということになりまして、12次防期間の合計値52人から7人減少とはなりましたけれども、目標達成までには至らなかったということでございます。

その下の製造業、建設業につきましては、12次防期間の合計が、それぞれ同数で14人ということでございましたので、これに対しまして、それぞれ11人以下にするという目標でございますが、結果としましては、製造業は16人、建設業は14人ということで、こちらの目標につきましても、目標達成には至らずという結果となったものでございます。

8ページを御覧いただきたいと思えます。ただいま申し上げましたように、13次防期間中におきましては、依然としまして製造業と建設業におきまして、死亡災害が多く発生をしております。この2業種で全体の6割以上を占めているという状況でございます。この2業種につきましても、事故の型別を、円グラフで表したものでございますけれども、製造業の死亡災害といたしましては、機械設備による挟まれ・巻き込まれ災害が多く発生をしております。建設業の死亡災害におきましては、墜落・転落災害によるものが多く発生をしている状況でございます。このように、それぞれの業種特有の災害が依然として多くを占めているという状況でございますので、死亡災害が多く発生をしている業種に対しましては、引き続きその業種特有の災害の防止をはじめとしました重点的な対策が必要であるというふうに考えておるところでございます。

少し飛ばしまして、12ページを御覧いただきたいと思えます。死傷災害の13次防目標というところでございます。

こちらは、13次防で目標を設定いたしました休業4日以上死傷災害の関係の数値目標の達成状況でございます。全産業の数字でございますけれども、12次防最終年の平成29年の817人に対しまして、13次防最終年の令和4年を5%減の776人以下にするという目標でございますけれども、結果といたしまして、12月末時点の速報値でございますけれども、既に1,831人というふうになっておりまして、こちらにつきましても、目標達成には至らずとなったものでございます。もちろん、これにもコロナが含まれているということでございますが、コロナの関係を除きますと、直近の速報値段階で、903人ということでございますので、コロナを除いても目標値の776人を上回っているという状況でございます。

その下に、災害多発業種ということで目標値を設定いたしました社会福

社施設につきましては、平成29年の61人に対しまして、令和4年は5%減の57人以下にするといった目標でございましたけども、結果としましては、12月末速報段階で432人となっております。目標達成には至らずということでございます。コロナの関係を除きますと、直近の速報段階では82人ということでございますので、同じくコロナの関係を除いても、目標の61人を上回るということでございます。

その下の道路貨物運送業につきましては、平成29年の83人に対しまして、令和4年を10%減の74人以下にするとの目標でございますけども、12月末時点の速報値では104人ということございまして、こちらも目標達成には至らずということでございます。コロナの関係を除きますと104人ということで、こちらにつきましても、コロナを除いても目標の74人を上回っているということでございます。

その下でございますけども、近年、全産業で発生割合が高くなっております転倒災害につきましては、平成29年の236人に対しまして、10%減の212人以下にするという目標でございますが、こちらの速報値で290人ということでございますので、こちらも、目標達成には至らずとなっております。

また少し飛ばしまして14ページを御覧いただきたいと思っております。

転倒災害の推移でございますけれども、グラフの中で、この中では最小となっております平成25年以降で見えますと、もちろんこちらも増減はございますけれども、おおむね増加の方向で推移している状況でございます。後ほども触れますけども、近年、高年齢労働者の就労が進展をしてきているという、そういった状況の中で、高年齢化に伴います労働者の身体機能の低下などが増加傾向に影響をしてきているのではないかなというふうに考えているところでございます。この転倒災害につきましては、全ての業種にかかわる労働災害でございますけども、特に第三次産業に多く発生をしております。製造業におきましても、挟まれ・巻き込まれ災害と同程度で発生をしている状況でございます。引き続き転倒災害の防止をするための環境整備であったり、防滑性、滑りにくい靴の導入とか、高年齢労働者への配慮、こういったことを指導していく必要があるなというふうに考えているところでございます。

次も少し飛ばします。20ページを御覧いただきたいと思っております。

ここでは、50歳以上の労働者を高年齢労働者というふうに定義付けをしているわけでございますけども、この高年齢労働者の災害発生状況の推移を表したものでございます。御覧いただきましてお分かりのとおり、以前からも増加の傾向にはございましたけども、特に、この赤で囲みました13次防期間に入りましてから、増加の傾向が顕著に表れるようになってきているところでございます。

21ページ、22ページにかけては、いろいろ分析を載せておりますけども、ほとんどの業種で高年齢労働者の災害の割合が増高しているという状況がここに表れているところでございます。

23ページを御覧いただきたいと思います。冬季・特有災害についてでございますけれども、御承知のとおり福井県は雪の多い地域でございますので、労働災害防止を進めていく上では、こういったことに関する取組も必要になってくるところでございます。この表の左から2つ目のところですが、平成30年2月に御承知のとおり大雪がございました。そのときの状況でございますが、凍結による転倒であったり、交通事故または雪かきで屋根からの墜落といった災害が一気に跳ね上がりまして、161人もの方が冬季特有災害に遭われておるところでございます。

25ページを御覧いただきたいと思います。上の青い方の表が、派遣労働者のような非正規労働者の発生状況でございます。12次防の最終年の29年に比べまして、令和4年は10名の増加というふうになっております。また、その下の緑の表につきましては、経験年数3年以下の労働者、まだ入ってから短い労働者の方につきましての災害発生件数の比較でございます。御覧のとおり、12次防最終年の29年に比べまして、令和4年はほとんどの業種におきまして増加をしているという状況になっているところでございます。こちらは、3年以下の労働者の状況だけを見たものでございますが、令和4年の災害を経験年数別で分析をしてみますと、経験年数3年以上の、少し仕事に慣れてきた労働者が、不安全な行動をとったことにより発生した災害が、少し増加をしている状況も出てきております。

26ページを御覧いただきたいと思います。外国人労働者の関係でございます。こちら12次防の最終年の29年と令和4年を比較をしてみますと、44名の増加となっております。県内におきましては、製造業を中心に、外国人労働者の方が多く働かれておるという状況もございますので、製造業において多く発生をしているということかと思っております。言語の違いによって、十分な意思疎通が図れずに発生をしてしまう災害もございますので、対象事業場におきましては、多言語による安全表示であったり、作業標準、教育の実施といったことなどの取組が、重要であろうと考えられるところでございます。

27ページでございますけれども、メンタルヘルス対策でございます。下の方に書いておりますが、13次防の目標のうち、メンタルヘルス対策につきましての数値目標がございまして、この達成状況についてでございます。令和4年度までに、メンタルヘルス対策に取り組む事業上の割合を80%以上にするという目標でございます。この取組の有無の判断でございますけれども、ストレスチェックの実施とか、衛生委員会での調査審議、事業場における実態把握、心の健康づくり計画の策定、事業場内メンタルヘルス推進担当者の選任、教育研修の実施と、こういった6つの取組事項のうち、1つ以上取組が行われたということが確認できれば、この事業場では取組を実施しているということでの評価をするということで進めてきたとものことでございます。

福井労働局におきましては、まずは20人以上の事業所を80%以上にもっていききたいということでの取組を進めてきているところでございまして、その



結果、令和4年12月末で83.5%となっておりますが、計画の目標である全規模の事業場で80%以上とまでは至っていないという状況でございますが、20人以上であれば80%を超えることができましたという状況でございます。

29ページを御覧いただきたいと思えます。

過重労働防止対策と健康確保対策でございます。脳・心臓疾患や精神障害につきましても、労災請求の件数と支給決定件数の推移でございます。特に精神障害によります労災支給決定件数は増加傾向にございますので、引き続きメンタルヘルス対策であったり、過重労働対策に重点的に取り組んでいく必要があるというふうに考えておるところでございます。

右側のグラフでございますけれども、こちらにも健康診断の結果の有所見率の推移、それと脳・心臓疾患につながるリスクがあると言われております血圧であったり血糖、血中脂質、そういったものの有所見率の推移を表したものでございます。

令和3年の有所見率は59.7%ということで、依然として、全国平均よりも高い状況が続いております。疾病のリスクを抱える労働者は高水準で推移をしている状況が続いているところでございます。引き続き、健康診断結果に異常の所見があると診断された労働者につきましては、医師からの意見聴取を行っていただき、その結果、必要があれば、就業上の措置といったものを行っていただくといった取組をしっかりと推進していく必要があるというふうに考えているところでございます。

30ページを御覧いただきたいと思えます。ただいま申し上げましたようなこととも関連しますけれども、高齢化が進展していく中で、どうしても疾病にかかる率が高まってまいりますので、疾病を抱える労働者の治療と仕事の両立支援といったものが重要になってくるものと考えております。当局におきましては、両立支援ガイドラインにつきましても、制度の認知度の向上、両立支援コーディネーターの育成や、取組事例の収集・公表といったことを目標に設定をいたしました5カ年計画を策定をしております。これに基づき取組を進めているところでございます。今後、ますますこの両立支援のニーズが高まってくるんだろうなと考えておりますので、引き続き周知・啓発を図っていく必要があると考えております。

32ページでございます。

腰痛の予防の関係でございます。13次防におきまして、この腰痛予防対策におきましても、数値目標を設定をしております。12次防期間中の合計106件に対しまして、13次防期間中の合計を5%減の100件以下にするといった目標でございますけれども、こちらにも結果といたしましては、速報段階で127件というふうになっております。目標達成には至らずという状況でございます。グラフを御覧いただきますと、こちらにも増減はございますけれども、おおむね横ばいから増加の方向で推移をしているという状況でございます。業種別に見てみますと、社会福祉施設におきまして多く発生をしている状況にございます。引き続き社会福祉施設に対しましては、災害の多発業種とし

での対策、転倒災害防止対策とともに、腰痛対策にも取り組んでいく必要があるというふうに考えているところでございます。

その下の、ちょっとページが打ち漏れていて申し訳ございませんが、化学物質対策でございます。ここのグラフにございますように、規制物質に関する健診結果の有所見率につきましては、10%前後で推移をしております、特段増加といった傾向までは出ておりませんが、近年、規制外物質による健康障害の発症といったものが、全国的にも問題になっておるところでございます。

県内におきましては、平成27年でございますが、御承知の方もいらっしゃるかもしれませんが、化学工場におきましてオルトトルイジンという当時は規制対象外であった化学物質によりまして、複数の労働者の方に膀胱がんが発症したという事案が発生をしております。13次防期間に入りましても、化学物質による疾病は15件発生をしておる状況にございまして、死亡災害も発生している状況にございます。この死亡災害というのは、車の中でエンジンをかけながら横になっていたところで一酸化炭素中毒になられたという事故ですが、これも一応、分類上は化学物質による疾病というところに分類をされて1件ということになっております。

昨年、化学物質の自律的な管理規制の導入につきまして、改正省令、告示が公布をされましたので、これに基づきまして、ラベル表示、リスクアセスメント及びこの結果に基づく作業等の改善などにつきまして、関係者にしっかりと周知徹底を図っていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

おめくりいただきまして、その上の、熱中症対策を御覧いただきたいと思っております。13次防におきましては、この熱中症対策にも数値目標を設定をしております、12次防期間中の合計15人に対しまして、13次防期間中の合計を5%減の14人以下にするといった目標でございますが、結果としましては、12月末時点の速報段階では、38人ということでございまして、こちらにつきましても、目標達成には至らずという状況でございます。

下のグラフを御覧いただきますと、県内福井市の夏場の平均の最高気温が記載されておりますけれども、近年、これが高くなってきているようございまして、これに伴いまして熱中症の件数も増加をしているような状況になってございます。特に、昨年は、県内で、屋内作業場において、死亡災害が発生をしております。屋外作業のみならず、高温多湿な屋内作業場につきましても、必要な措置を講じていただけるよう指導をしていくということが重要であると考えております。

次に36ページを御覧いただきたいと思っております。

原子力発電所等を巡る労働災害の状況でございます。現在、県内におきましては、御承知のこととは思いますが、6サイトに廃止措置中のものも含めまして、15基の原子炉がございまして、そのうち4基が稼働をしておるところでございます。今後も、数基が再稼働に向けて準備が行われていると

いうふうに承知をしているところでございます。原子力発電所等での労働災害につきましては、定検工事によるもの以外にも、発電所関連のトンネル工事といったことなどでも発生をしておりますので、これらにかかわる工事関係者における安全対策のほか、今後の廃炉作業の本格化に伴いまして、被ばく線量の管理であったり、健康診断等々、徹底が必要になってくるというふうに考えているところでございます。

以上が、13次防の取組の結果に関する現状というところでございます。

こういった県内の実情を踏まえまして、近々、本省から示されることとなっております本省14次防に基づきまして、これに則した形での、福井局14次防の案を作成させていただいたところでございます。

資料ナンバーの6を御覧いただきたいと思っております。

「福井労働局14次防のポイント」ということで、福井局14次防のダイジェスト版として作らせていただいたチラシの案でございます。

今回の14次防でございますけれども、これまでの計画とは大分雰囲気が変わってございます。これまでの計画におきましては、死亡災害で何%減と、製造業で死傷災害の何%減といったように、主に災害の減少幅について、ダイレクトに数値目標を掲げてきたところでございますが、今回の14次防におきましては、労働者の協力を得て、事業者において実施される事項、これをアウトプット指標、そして、このアウトプット指標に定める事項を実施した結果、期待をされる事項を、アウトカム指標と。さらに、このアウトカム指標の達成を目指した結果として、死亡災害、死傷災害について、どの程度減少することが期待をされるといったように、三段構えのスタイルになっておるところでございます。

そして、もう一点、大きな変化といたしまして、これまでの計画では、「国がこういったことをやります」ということだけを書いておったところでございますけれども、今般の14次防におきましては、重点対策ごとに事業者に取り組んでもらいたいことを書いた上で、それに関して、「国はこんな支援、取組をやります」という形で整理をしているところでございます。ということでございまして、事業者、労働者、関係者、国などの関係する方々全てが取り組むべき事項を示した計画となっているところも、これまでと大きく異なる点となっております。

そういったことでございますので、このチラシにおきましては、このタイトルの下の部分の赤字で、サブタイトルのような形で、事業者、労働者等の関係者、労働局労働基準監督署が取り組む計画ということで、強調をさせていただく形にさせていただいております。

その下の計画のねらいのところに記載をしておりますが、14次防におきましては、特に中小企業に対するアプローチに力を入れていくということにしております。経営が厳しいから安全性対策に取り組めないのはやむを得ないことなんだというふうになってしまわないように、安全対策に取り組むこ

とによって、経営面でもプラスになり、社会的にも評価をされるといったような、環境を整備していくということで、「労働者一人一人が、安全で健康に働くことができる、職場環境の実現」を目指していくことを前面に打ち出しているところでございます。

計画の目標といたしましては、先ほども申し上げましたように、アウトプット指標といたしまして、労働者の協力を得て、事業者において実施される事項というものを定めておりまして、そのアウトプット指標に定める事項を実施した結果としまして、期待される事項をアウトカム指標として定めるといった形で整理をしております。アウトプット指標、アウトカム指標の内容につきましても、後ほど触れたいと思いますが、このアウトカム指標の達成を目指した結果としまして、14次防期間中の5年間の合計の死亡者数を35人以下とするということと、近年の死傷災害の増加傾向に歯止めをかけて2022年と比較をして、2027年の死傷災害の数を減少させるといったことを期待される到達点としまして、設定をさせていただくことにしております。この死傷災害につきましても、期待する結果につきましても、ここには数字を記載しておりませんが、2022年の死傷災害の数字が、確定値が出ましたら、ここに入れさせていただこうと思っております。確定値は4月以降でございしますが、その時点でここに数字を入れて、この14次防の改定版という形で再度発出をさせていただこうと考えておるところでございします。目標を具体的にしていきたいという趣旨でございします。

このチラシをお開きいただきまして、計画の重点事項のポイントと書いたところではございますが、こちらの重点事項の順序や内容につきましても、13次防までの整理とは少し変えおります。これまでは、災害多発業種対策といったものが最初にきておりました。そして、その次に、多発する災害の型であったり、多発する労働者の区分といったものの対策、そして労働者の健康確保対策、化学物質対策、原発対策の順番で整理をさせていただいたところではございますけれども、13次防の結果のところでは説明をさせていただきましたように、近年、労働災害がなかなか減少に至らないという状況が続いているところではございます。この要因といたしましては、先ほども申し上げておりますけれども、様々なことが考えられるところではございますが、ほかの業種に比べまして、比較的安全衛生の取組が遅れていることが多いと言われてます。第三次産業であったり、または中小企業、こういったところにおきまして、災害が多く発生をしているということ、また、転倒災害であったり、腰痛災害といったような労働者の作業行動に起因した災害が多く発生をしていること、そして、災害の発生率が高くなっております60歳以上の高年齢労働者の増加といったことなどが、主な災害の増加の要因として挙げられるかと考えております。

こういった要因を踏まえた取組が必要になってきているということではございますので、14次防におきましては、まずは、安全衛生といったものを、コストとして捉えるのではなく、人への投資として捉えていただきたいといっ

た趣旨の取組であります、自発的安全衛生対策への意識啓発という項目を、一番目の重点事項として位置付けております。そして、作業行動に起因する労働災害防止対策の推進、高年齢労働者の対策の順に、項目立てをいたしまして、次に、多様な働き方や、外国人労働者対策、個人事業者等対策、そのあとに、従来どおりの対策でございますが、業種対策、労働者の健康確保対策、化学物質対策、そして原子力発電所対策といった順で整理をさせていただいたところでございます。

そして、この項目に星印をつけてございますけれども、これが、先ほど来申し上げておりますアウトプット指標、アウトカム指標を定めた重点事項であるということを表した印でございます。

このチラシには、スペースの関係で、重点事項毎の具体的な取組内容を全て記載することはできておりませんので、それぞれの重点事項のポイントという形で、抜粋して、掲載をさせていただいております。

その下に、アウトプット指標、アウトカム指標でございますが、こちらは、全ての指標を掲載をさせていただいております。14次防で定められたアウトプット、アウトカム全てここに載っているということでございます。

例えば、作業行動に起因する災害防止の、アウトプット指標といたしまして、転倒災害対策に取り組む事業上の割合を、2027年までに50%以上とするといった指標が掲げられておりますが、そのほか、その下に書いてありますような指標の達成に向けまして、事業者さんに、転倒防止対策や腰痛予防対策などに取り組んでいただくということによりまして、その右側に書いてございますアウトカム指標、転倒災害の増加に歯止めをかけるといったこととか、その下にも書いてございますような効果を期待するといった仕組みになっております。

このアウトプット指標、アウトカム指標につきましては、次のページにかけて記載をさせていただいておりますが、これらの指標の実現に向けて取り組んだ結果といたしまして、先ほど申しあげました県内の死亡災害につきましては、35人以下、死傷災害につきましては減少とするということが期待ができるといった目標設定にしておるところでございます。

このアウトプット指標、アウトカム指標につきましては、本省から特段の理由がない限り、本省の指標と同じ設定とするよう指示がなされておるところでございますので、福井局14次防の案におきましては、本省指標のとおりとしておるところでございます。

指標は変更しておりませんが、期待される結果のところでございますが、5年間の死亡災害を35人以下とするという、こちらにつきましては、福井局独自の数字をここに設定をさせていただいるところでございます。

チラシの1ページに戻っていただきたいと思います。本省14次防では、その最終年同士の死亡者数を比較して5%減というふうに本省は定めておりますけれども、これを、福井局の状況に当てはめると、福井局は今、10人でございますので、そこから5%減といいますと、9人、1人だけ減ることを

期待するというものになります。そもそも死亡災害は根絶をすべきものという基本的な考えがございますので、これでは不十分であろうということになりまして、もう少しハードルを高めさせていただこうとなったものでございます。その際の数字の考え方でございますが、下の※1にございますように、13次防の目標もそうだったのですが、5年間の合計人数を減少させる方向で数字を設定すべきであろうということ、そして、去年は10人の方が亡くなられておりますので、これを少なくとも毎年減少させていくべきであろうという考え方に基づきまして、ここに書かせていただいたような計算式により、1人ずつ減っていくということを想定して35人という数字を設定させていただいたものでございます。

チラシは以上でございます。

続きまして、本体のほうですね。資料ナンバー7を御覧いただきたいと思っております。福井局14次防の本体でございますけれども、恐れ入りますが4ページを御覧いただきたいと思っております。2番のところで、先ほど御説明をさせていただきましたような県内の労働災害の発生状況などを踏まえまして、課題などをここに整理させていただいたものでございます。

7ページを御覧いただきたいと思っております。中ほどの3番のところに、この計画の期間を書かせていただいております。2023年度から2027年度までの5カ年を計画期間とするということでございます。

次の8ページを御覧いただきたいと思っております。ここの5番に、重点事項ごとに具体的に取り組む事項を、それぞれ記載をさせていただいているものでございます。チラシには記載しておりませんが、ここに記載をしておりますように、重点事項ごとに、労働者の協力を得て、事業者が取り組むこと、そして、その達成に向けて、労働局、監督署が取り組むことということで整理をさせていただいております。

10ページを御覧いただきたいと思っております。

1番上の(2)の労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進のところに、枠囲みで、アウトプット指標、アウトカム指標を記載させていただいております。こういったように、指標の設定がなされている重点事項のところに、それぞれ指標を明記させていただくという整理をさせていただいております。

13ページを御覧いただきたいと思っております。

(6)の業種別の労働災害防止対策の推進のところでございますが、先ほど申し上げました県内の現状を踏まえまして、建設業、製造業、陸上貨物運送業、林業、この順に整理をさせていただいております。

22ページを御覧いただきたいと思っております。

(9)といたしまして、当局独自の項目でございますけれども、原子力発電所等に対する労働災害防止対策の推進ということで、原発対策を整理させていただいております。

そして、23ページの6番のところでございますけれども、福井局14次防の評

価と見直しということでございまして、この計画の中間年でございまして2025年度におきまして、災害の発生状況であったり、各指標の達成状況などを踏まえまして、計画の見直しの必要性を検討するというようにしてございまして、その際には、この災防部会におきまして、御審議をいただくということをご予定しておりますので、その点、御承知おきをいただきたいと思いますというふうに思います。

24ページ以降は、本省の14次防におきまして、先ほど来、申し上げてますアウトプット指標、アウトカム指標の考え方について記載されたものを、そのまま福井局14次防におきましても、参考添付をさせていただいたというものでございまして。

そして、最後に県内の労働災害の発生状況などにつきまして、数字を取りまとめたものを参考までに添付をさせていただいております。こちら、令和4年の数字は、速報値でございまして、確定値が出ましたら、併せて改訂をする予定にしております。

大分駆け足になりましたが、13次防の結果と、福井局14次防（案）の説明は、以上のとおりでございます。

#### ○三田部会長

ありがとうございます。

ただいまの事務局からの説明について、委員の方で、御意見、御質問などございますでしょうか。

#### ○橋岡委員

連合の橋岡です。よろしくお願いします。

御丁寧な御説明ありがとうございます。前半の13次防の御説明の中で、直近2カ年では、コロナを除きましても、やはりいい傾向ではないという説明であったかと思っております。

その中で、私ども労働組合としましては、労働安全衛生は常に職場で意識しなければならないことであり、仮に災害が起きた場合には原因究明なりあるいは再発防止ということが極めて重要なのかなというふうに思っております。会社側にとっては、危機管理対策なり、リスク管理対策という部分もあるかと思っておりますし、やはり、その人の人生を狂わせかねない、それぐらい非常に重要なことであり、常に頭に置いておかねばならないことと考えております。特に大事なことは、未然に防ぐということだと思いますし、そのためには、労使が、労働安全衛生の重要性を常に意識しながら、その中でお互いが注意していくということが大事なのかなというふうに思います。

私どもも、そういった意味では、例えば5月の強化月間等々で保安大会を開きまして、啓発活動なり学習会等を行っておりますが、これからも当然啓発活動なり学習会は必須かというふうに思っておりますし、産業別の事故の傾向をつかみながら、産業別に、そういった啓発などを行っていくことも大事にな

るかなと思っております。

そこで、この14次防では、第三次産業なり、中小企業へのアプローチを具体的にどのように取り組んでいく予定なのか教えてください。

それと、指標を把握した上で、例えば一例挙げますと、公表して、少しインセンティブなことを仕掛けるとか、今後、この指標を、どのように活用していくのかということをお願いいたします。

#### ○事務局

今後、本省から、順次、具体的な施策が示されるものと考えておりますので、現時点におきましては、具体的に申し上げられることはございません。

中小企業対策ということ言えば、福井の企業はほとんど中小企業かと思っておりますので、今までも、福井県内では、中小企業に対しまして、だいぶアプローチはしてきているという流れの中で、これまでは、法令違反に対する指導、法令違反でなくとも、こうやって取り組んでくださいといった形で行政指導という手法を中心に取り組んできたところでございます。

こういった、今までのやり方だけでは進まなかったという反省に立って、考えを変えていきませんかというような投げかけをしていくということだと思っております。

いずれ、本省の方から、そのあたりの機運を高めていくための何かアイテムが示されてくるものだと期待をしております。

少なくとも、チラシとかリーフレットは出されるのだと思っております。それを、監督官が事業場へ出向く際には必ず持って行かせたり、監督署の窓口でもそうですし、集団指導なんかでも、そういったものを必ず配っていくといったような手法が一つ考えられるところかなと思っておりますけれども、まだそこは具体的にお示しできない状況でございます。

#### ○橋岡委員

これから示されるということによろしいですか。

#### ○事務局

現時点では、14次防に記載された内容のほとんどが、この5年間のうちに、本省がいろいろな施策に取り組んでいくという姿勢を示したものとなっておりますので、今後、具体的な施策が出てくれば、労働局や監督署においてそちらを施行していくという流れになってきますので、中小企業対策というものも、そういう流れになるものと思っております。

それと、転倒災害や腰痛災害につきましては、社会福祉施設や商業の関係で多く発生しておりますが、それにつきましては、14次防に先行いたしまして、今年度からSAFE協議会というものを立ち上げて取組を始めております。本省指示に基づきまして、47都道府県全てに小売業関係と社会福祉関係、それぞれ協議会を立ち上げさせていただいて、その中には、リーディングカ



ンパニー的な、取組がそれなりになされている会社に数社御参加をいただきまして、その他には、県やその業界の関係団体、小売業であれば、商工会議所さんとか商工会連合会さんなんかにも参加いただきまして、社会福祉であれば、社会福祉協議会だとか、その施設協議会的なものがございますので、そういったところに御参加いただいた協議会を立ち上げております。いずれの業界もお客様ファーストといいますか、なかなかその労働者の安全を、それよりも優先するという文化がなかなかないと言われておりますので、そういったことからまず、機運を高めていかなければならないということがあると思いますので、そういったことをやっていくために、リーディングカンパニー的なところから、いろいろな良い取組を収集しまして、それを取りまとめて、業界全体に水平展開を図っていこうという取組を今年度からやっております。それが、三次産業対策としては中心的な対策になっていこうかと思っております。

もちろん、監督署の方で、転倒災害を何か幾つか起こしているような事業場さんとか、そういったところについては、引き続き、直接、個別にあたっていくこととしております。

#### ○三田部会長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

#### ○事務局

ちょっと答弁漏れがございました。

指標について、どういうふうな扱いにするかということにお答えしておりませんでした。

これも正直、どうなっているのか分からないというところでした、まずその指標に基づいて、どうやって取組率というものを把握していくのか、そこからの問題もありますので、一応、今のところ本省からは具体的なところはまだ示されていない状況でございます。

例示として説明がありましたのは、我々が毎年やっておりますが、事業者さんに集まっていたの説明会などでのアンケートや自主点検の実施です。最近ではウェブの説明会でアンケートができるようなシステムを開発されたようですので、そのようなものを使って、ウェブ説明会に合わせてウェブでアンケートをとるとか、また、福井県の労働基準協会さんなどが、安全週間準備月間に事業者さんを集めて説明会をやるといったときに、監督署も参加しておりますので、そういったところでアンケートや自主点検みたいなものをやるというのも、1つの方法として例示をされているということでございます。

指標の使い方ですが、これは本省レベルの話でございますが、本省の方では、そのアウトプット指標が、きちんとアウトカム指標につながっているの

かどうか。アウトカム指標に対してアウトプット指標がちゃんと適正な設定であったのかどうかを毎年検証するようでございます。それは、本省の労働政策審議会で検討を行うと聞いております。中身につきましては、おそらく公表されるのではないかと思います。

○三田部会長

ありがとうございます。

続きまして、山埜委員どうぞ。

○山埜委員

福井県経営者協会の山埜です。よろしくお願ひします。

ちょっと基本的なことを幾つか教えてほしいのですが、まず13次防の計画目標の死亡災害50%以上減少だとか、それから休業4日以上の労働災害の死傷者数を5%下げるというものも、これもやっぱり本省からの一律の目標ということで、それに準拠したということによろしいですか。

○事務局

13次防の死亡災害の合計の50%減は、これは福井において独自に定めた目標でございます。死傷災害の方は、本省の目標を準拠したものでございます。

○山埜委員

この福井で独自で定めたというのは、何か特別な根拠というか、何かそういう理由があったからということでしょうか。

○事務局

先ほどもちょっと触れましたですけれども、死亡災害は、出来る限りゼロに近づけていくのが一番望ましいということが、まずは出発点としてございまして、それに対して何人という数字の設定が適正なのかということで、本省の目標の設定では、福井局に当てはめると、下げ幅としては不十分な設定であろうということ、そして、本省目標は単年度どうしの比較になっていますが、そこは5年間の合計を減らしていくということが必要なんだろうという考えでございます。

そして、なぜ50%減としたのかという点につきましては、当時、12次防の合計が50数人でございまして、12次防の最終年の数字が5人と、かなり減った時期でございましたが、この最終年の数字を5カ年間維持すれば、25人になりますので、そうすると、合計で50%減もそんなに無理な数字ではないのではないかという考えで、この設定をしたようでございます。

結果的には、なかなか厳しい設定だったということかと思ひます。

○山埜委員

数字に基づいて結果を出すというのは、なかなか難しいと思うんですけども、一応、目標というものを定めた以上、その目標が達成できるように、やっぱり努力する、施策を打つというのは非常に大切なことだと思うんですけども、これは5カ年ですので、例えば3カ年ぐらいのときに、「あ、このままいくともう、目標、かなりオーバーしちゃうな」というのも、分かっていますよね。そのときに、何か特別な対策っていいんでしょうか、その目標を少しでも超えさせないような対応というのは、何かとったのでしょうか。

#### ○事務局

災害が起これば、その都度、対策はとっております。中間年におきましては、このままで良いのかということも含めて、一応、審議会には、御説明をさせていただきまして、計画変更の必要はないとの御意見をいただきながら進めてきております。

昨年の9月の時点でも、その前の年1年間の7人を超えそうな状況になりましたので、何か対策を打たなければならないということで、チラシを作らせていただきまして、マスコミにも発表をさせていただいて、緊急的な状況が発生しているので、職場での緊急安全点検を実施してくださいということで、労働基準協会の会長さんに御協力をいただきまして、会長さんのところに労働局長が出向きまして、要請書を手交させていただいて、それを、マスコミの方に公表して、機運を高めるといいますか、そういった緊急性を皆さんに感じとってもらうような呼びかけをさせていただきました。

それから、福井署におきましても、死亡災害がぐっと増えてしまいましたので、福井署でもそういった取組をやっております。

それ以外には、死亡災害に至った行為に違反が認められて、その結果、その死亡災害につながったということであれば、監督署が従来どおり書類送検といったようなことで、厳格な対応をとっていることでもって、個別の対応もとっているところでございます。

#### ○山笠委員

最後になりますけれども、いろいろな諸事情があると思いますが、やはり、目標と実績がものすごく乖離しているので、今回の本省の一律の目標の立て方にしても、それは少なくなるように目標を立てるのは、当然かもしれませんが、何か全国一律っていうのはちょっと抵抗がありまして、やはりそれぞれ地方で、それぞれの、雪がたくさん降るとか、今、新幹線工事をしているとか、いろいろな諸事情があるので、やはり地方それぞれ、一応それぞれの何か考え方というのを反映してもいいのではないかなと思います。目標も大事ですし、それに伴う対策というのも、地方独自の、そういうものを反映したほうが、効果が表れるんじゃないかなと、そのように思いますのでよろしくをお願いします。

○三田部会長

御意見ありがとうございます。

他にはいかがでしょうか。林委員どうぞ。

○林委員

U Aゼンセンの林でございます。

2点、まず1点目が、13次防に関わるところで、この取組の結果というところは、非常に分かりやすい説明をいただきまして、理解させていただきました。そこでなんですけれども、14次防を策定するに当たり、やはり、その13次防の結果といいますか、その中をつぶさに見たときに、総じて、先ほどのお話ですと、やっぱり全体としては、増加傾向といいますか、減少が見られなかったというような中で、その要因が、どういうところにあるのかなというのが分かるありがたいなど。何かつかんでおられるのかどうか。もし分かれば教えていただけるとありがたいと思います。

例えば、その産業によって増えてるとすると、それは、例えば非正規の方の雇用が増えたとか、例えばですね、非正規の方で、余り慣れてない方が、その就労者が増えたから、残念ながらその災害が増えたというようなことが、もしかしてその要因としてあったのかどうかというような、そういうところが、もしあるのであれば教えていただければありがたいというのが1点目です。

14次防に関しまして、13次防の結果を受けて、14次防というものを策定をされているというふうに思うんですけれども、その中で、特に14次防のポイントというところの中で、計画のねらいのところの、この厳しい経営環境と様々な事情について、それらをやむを得ずとせず、安全衛生対策に取り組むことが、事業者にとって、経営、人材確保、育成の観点でプラス、というこの視点というのは、非常に大事なところなんだろうなと思います。ただ、現実の問題、私ども、現場に近いところにいる者として感じるのが、やっぱり中小のかなり経営の厳しいところは、この安全の問題というのが後回しにされがちなのかなと思います。特に、その働く皆さんに対するその意識とか、教育の部分でも、ちょっと劣るのかなという感じがしておりまして、そういう意味で、その事業者による安全性対策の促進、社会的に評価される環境整備ということで、すごく期待するものがあるんですけれども、もしも、今の段階で、想定されるといいますか、こういうことを考えているんだよというものがもしありましたら、教えていただければありがたいと思います。

以上の2点でございます。

○事務局

災害の増加の要因のところでございますけれども、先ほども少し触れましたけれども、災害が発生した裏側には、それぞれ要因があって、何とも言い難い部分がございますけれども、総じてということで申し上げますと、コロ

ナがものすごく増えております。コロナにかかっていなくとも、濃厚接触でも休まざるを得ないような状況というのもあったかと思えます。こういったところで、かなり職場において手薄な状況が発生した可能性があるなと思えます。そうすると、人手不足と言うのでしょうか、この人手不足的が一つ影響しているのかなあと考えております。

それとともに、数字的などころで分かっているのは、やはり転倒災害というのが増えているというところが一つございますので、転倒災害の背景としては、やはりその高齢者が増加してきているという背景があると思えますので、そういったことが転倒災害の増加につながっているのだらうと考えております。こういったことからしても、やはりその三次産業対策というのは、大変重要になってくると考えておるところでございます。

2点目の中小企業に対するアプローチですが、これは先ほども少し申し上げましたように、正直分からない部分もございますが、なかなか即効性のあるものは難しいのだらうと思っておりますので、説明会なり個別のあらゆる機会でもって、本省から示されるものを基本にして、気長にアプローチをしていくということなのかなと、まさにこのそういったものが常識になっていくように、粘り強く説明をさせていただくということくらいしか、今は思い至りません。答えになっているかどうか分かりませんが、以上でございます。

○三田部会長

よろしいですか。

○林委員

はい、ありがとうございます。

○三田部会長

ありがとうございました。

ほかにはいかがでしょうか。橋本委員どうぞ。

○橋本委員

福井大学の橋本でございます。

目標値がなかなか達成できないということの問題性みたいなお話も、今ほどありましたけれども、今回出てきているアウトプット指標と、アウトカム指標の使い方みたいなところが、すごく大事なのかなというふうに思っていて、アウトプット指標のパーセンテージを実現すると、アウトカム指標が実現できるという、そういう建付けでつくられているという話なんですけど、そのときに、例えば、アウトプット指標のウの「多様な働き方への対応や外国人労働者等の労働災害防止対策の推進」のところで、事業所の割合を2027年度までに50%以上とするという数値があるとして、この50%以上というのをどうとらえるか、あるいは、どういう方法で、この50%以上というのを考

えるかという話だと思えます。

例えば、継続的にこの外国人労働者を対象にした教育を1回やったのかどうかというのを問うのか、継続的にやっているというふうに問うのかによっても変わってくると思えます。継続的にやっているのかと問うて、それが50%以上だったら、比較的アウトカム指標に近付けるかもしれないと思えます。

したがって、ここの調査の仕方によって、大分変わってくるのだらうなというふうに思っているのですが、これは、アもイもウもそうですけれど、そのあたりの具体的な50%の見立てをどういうふうにするのか、どこまで達成できたら50%とするのかといったところも、注意しておいていただければというふうに思いました。

私からは以上です。

○三田部会長

ありがとうございます。

○事務局

ありがとうございます。御指摘のとおりだと思っております。どのような把握の仕方をしていくのかというところが、まずは問題だろうと思っておりますので、御意見を承りましたので、アウトプット指標がアウトカム指標につながるように、できる限りのものをしていきたいと思っております。

○三田部会長

山埜委員どうぞ。

○山埜委員

2点だけ確認させてほしいのですが、この13次防の方の資料の6ページの業種別死傷者数の推移のところですが、これは30年度ですか、30年のどちらか分かりませんが、この年だけちょっと伸びてるのは、これは雪の影響でしょうか。

○事務局

はい。

○山埜委員

分かりました。

それと、これも分かっただけで良いのですが、最近、転倒事故みたいな事故が増えているということで、高齢者がその大きな要因だということなんですけれども、ちょっと私、イメージとして、その普通に転んで、どこまでけがをするかというイメージがよく分からないので、もし、何か一つ二つ事例

が、どんな感じで、どういう状況で転倒して、どのような障害を負ったのかなど、もし分かりましたら教えていただきたいと思います。

○事務局

例えばですが、業種の中でも課題に取り上げております社会福祉施設におきまして、高年齢の方が働かれている場合に、居室などで介護していくに当たりまして、床に物が置かれていたりすると、それにつまずくとか、そういったもので大けがをされることがあったり、何も無いところでも、つんのめって転んでしまってけがをされることも、よく聞きます。

体力的なところが非常に大きく影響するようで、我々が取り組んでいる中でも、そういった体力づくりも必要になるのではないかということで、体操の推奨などもお伝えしたりしております。

○山埜委員

まあ、それぐらいですか。

○事務局

転倒したときに、なぜけがにつながるのかというところもあるのだと思いますけれども、例えば、介護の場合、その入居者の方とかを守るあまりに、受け身もなしにお尻から転倒したりとか、腰から転倒したりとか、その場合に、骨折をしてしまうことが結構あるみたいです。手をついたときに、腕を骨折するということがございます。そういったけがが一般的に考えられるかなというところでございます。

このダイジェスト版の重点事項の2つ目に掲げておりますけれども、労働者（中高年齢の女性を中心に）の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進というところで、これは転倒災害の防止の関係の項目ですが、データとしては、中高年齢の女性の方を中心に、この転倒災害でけがをされている方が多いということだそうです。ただ転倒するだけではなくて、その中高年の女性を中心に骨密度の問題などがあるというふうに言われておりますので、そういったことで骨折となり休業に至っていることが多いということだと思います。本省も、そういった意味合いで、中高年齢の女性を中心にというふうに記載しております。ということで、転倒した時のけがと言え、やはり骨折ということかなと思っております。

○山埜委員

分かりましたけど、これは非常に難しい。防ぎようがないというか、なかなか難しいですね。何かこれからも増えそうですね。

○事務局

現在、取り組んでいますのが、先ほど説明したSAFE協議会というもの

でございまして、それは基本的には行動災害、腰痛も含めてですが、リーディングカンパニー的なところから、具体的に、こういう対策することで、その行動災害を減らす取り組みをしているという事例を収集しながら、それを水平展開することで、災害を減らしていこうという取り組みを始めております。これは、情報収集が、まず今、一番重要なところになっておりまして、先ほど申し上げたように、全国的には、女性が高齢化すると、骨密度の問題で、けがが重篤化して休業4日以上のかげにつながっていくというようなことになっていると傾向にあります。まずは、今後、本省がどういう具体策を示すのかということを見ながら、福井県内における災害の分析した結果と照らし合わせながら、全国の状況とずれているようなところがあれば、もちろん、福井の独自の対策を考えていかなければならないというふうに考えておりますので、そういったことで、今後、14次防においては推進していこうと考えているところです。

○山埜委員

分かりましたけど、福井は、働く女性が全国一多いですし、それから、雪なんかあって転倒には十分注意できるような地域じゃないかなと思うので、全国的に見て福井が転倒事故が多いのか少ないのか、そういうところをまた分析して教えていただければいいかなと思います。

○三田部会長

ありがとうございます。おおむね、よろしいでしょうか。

ほかにございませんでしたら、以上をもちまして審議としては終了させていただきます。

3月10日の審議会での報告につきましては、当部会としましては、本計画はおおむね妥当であると認められるということで一致したとさせていただきますので、よろしいでしょうか。

具体的な報告内容につきましては、私に御一任をいただきたいと思いますですが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○三田部会長

ありがとうございました。

それでは、3月10日の第2回福井地方労働審議会において、本日の議事概要を報告させていただきます。労働局では、本日いただいた意見を踏まえて、今後の行政を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、議事を終了したいと思います。事務局の方、よろしいでしょうか。では、以上をもちまして終了とさせていただきます。どうもありがとうございました。



○藤原労働基準部長

一言お礼を申し上げます。

限られた時間の中、御審議をいただきありがとうございました。当局14次防につきましては、本日御審議をいただいた点を踏まえ、適切に推進していきたいと思えます。

本日はありがとうございました。

○三田部会長

ほかになければ、以上をもちまして、議事を終了し、福井地方労働審議会労働災害防止部会を閉会させていただきます。

委員の皆様、長時間にわたり熱心な御議論ありがとうございました。

(閉 会)